

事務事業評価資料

施策名	少子高齢化等に対応した住まいづくりへの支援		所管部局課名	県土整備部住宅建築局住宅政策課					
事業名	兵庫県住生活基本計画改定事業		担当者電話番号	住宅総合計画係 078-362-3581					
事業目的	県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「兵庫県住生活基本計画」を現在の社会経済状況の変化に対応するように改定し、県の住宅政策を総合的に推進するための指針とする。								
事業内容	平成20年 住生活総合調査及び住宅・土地統計調査の独自集計・分析と今後の住宅政策のあり方について検討調査を実施し、兵庫県住生活基本計画を改定する。			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(2,462 千円) 10,330 千円		(3,973 千円) 7,223 千円		(8,600 千円) 15,635 千円			
	人件費	8,471 千円	従事人員 1.0人	8,360 千円	従事人員 1.0人	8,204 千円 1.0人			
	総コスト ( + )	18,801 千円	従事人員 1.0人	15,583 千円	従事人員 1.0人	23,839 千円 1.0人			
事業の目標	国が平成23年3月(予定)に見直す住生活基本計画(「全国計画」)の内容に即すとともに、兵庫県における社会経済状況の変化に対応させるため、平成18年度に策定した「兵庫県住生活基本計画」の改定を平成23年度までに行う。			【目標設定理由】 平成18年度に策定された国の住生活基本計画(全国計画)は、社会経済状況の変化に対応するため、概ね5年毎に見直しを行うこととなっており(平成23年3月予定)、兵庫県住生活基本計画についても同様に改定を行う。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	法定計画の改定事業であるため、評価指標は設定できない。	-	-	(0千円)	(0千円)	(0千円)	-	-	-
評価結果	必要性	平成23年3月(予定)に国が住生活基本計画(全国計画)を見直す、住生活基本法第17条に基づき、その内容を踏まえて兵庫県住生活基本計画を改定する必要がある。また、兵庫県住生活基本計画は、県下の住宅事情及び社会経済状況の変化に対応させていく必要がある。このため、平成20年に実施された住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の独自集計による県民の住宅及び住環境の状況や意識を踏まえ、現状に即した住宅政策の総合的指針として、県の施策に反映できるよう改定する必要がある。							
	有効性	国の住生活基本計画の見直しにあわせて、兵庫県住生活基本計画の改定を行うことで、国の住宅施策の方向性を見据え、県の住宅政策の方向性を定めることができる。また、県内の住宅や世帯の状況等を分析することで、住宅及び住環境の現状や意識の把握が可能となり、今後の住宅施策の方向性が明らかになる。							
	効率性	県内の住宅及び住環境の現状を効率的に把握するために、平成20年に国が実施した住宅・土地統計調査等のデータを利活用する。							
	民間・市町との役割分担	住生活基本法により県が実施主体となって計画を定めることになっているが、県民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、市町との協議も行った上で、計画の改定を行う。							
	受益と負担の適正化	県が住宅政策を展開するための指針となる兵庫県住生活基本計画の改定を行う事業であるため、受益と負担の適正化の観点には馴染まない。							
方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
実施方針説明	兵庫県住生活基本計画は住生活基本法に基づく法定計画であり、国の住生活基本計画(全国計画)に即して都道府県計画を策定することとなっている。 今回の改定事業は、国の住生活基本計画(全国計画)の見直しにあわせて県計画を改定するものであり、社会経済状況の変化に対応した県の住宅施策における総合的な指針として、県の施策に反映させていく。								